

被災後・・・私達はどうなるの？

危機管理士は自然災害での「国・自治体からの法的支援」の内容も学んでいます

危機管理士(自然災害)・防災士・女性の視点から大切なポイントをお伝えします

海岸地区まちぢから協議会 防災安全部会 山田ひさ
非営利活動団体日本危機管理士機構
危機管理士(自然災害) N210927

火災延焼クラスター地域とは
1件が出火してそれを消火できなかった場合すべてに延焼する「木造密集地域」の塊・・・



過去に日本で起きた震度6以上の地震では、わずかな例外を除き、**大規模火災**が発生しています

直下型地震の場合には津波よりも火災が怖い!!

特に震度6前後での火災が危険」(6以上では倒壊率が高い)火災時に発生する旋風のなかでも、**横風**が吹いている条件での火災域の風下に発生する旋風はその報告例が非常に多く、被服廠跡を襲った**火災旋風**も同じと考えられている

クラスター火災地域に住む人達に**重要**な事は・・・

東海岸北・東海岸南・中海岸・松浪・美住町
・松ヶ丘・出口町・浜竹・浜須賀・若松町・・・
・JR以南に1万・9千・2千5百棟のクラスターを持ち震災後の同時多発火災を恐れる代表的な地域です

- ・ 緊急車両通過率 JR以南はほぼ**5%**以下
- ・ 地震後の津波 津波の大きさによるが津波のエネルギーはつきることがない、30cmで子供・高齢者は流されます

ローンの残っている家が「半壊～全壊・**全焼**」してしまったとき、どうやって日常生活を取りもどすのか・・・今までは、新たな家の再建は「**2重ローン**」になり、失意の中で希望をもつことは難しかったですが、新しい救済措置が出来て「**2重ローンの回避が可能**」になりました。

「被災から復興への新たな道すじ」を知れば今後に必要な対策を考える事が出来ます!!

災害対応知識を**ステップUP**

「震災後の同時多発**火災**」を想定し 国からの支援について学ぶ会 開催

2023年 4月8日 (土)

午前10:00～12:00
海岸地区コミュニティセンター
海岸地区まちぢから協議会 防災安全部会



非営利活動団体 日本危機管理士機構
危機管理士(自然災害) N210927

マザーアース茅ヶ崎 山田ひさ

☎ 090-3236-6285 参加費無料

mail hisa-diva@vega.ocn.ne.jp

生活 心と日常生活の復旧・復興 は平時のつながり

- ・大切な人を失う喪失感や住み慣れた土地から離れる事で起こる希望喪失による災害関連死
- ・災害関連死の問題解決には友人・近隣コミュニティの再構築が重要

経済 復旧・復興(収入と家の再建)に必要な支援

- ・国・県の補助
- ・災害救助法・被災者再建支援法
- ・激甚災害指定
- ・自己の損害補償 火災(地震)保険や共済加入**必須**
- ・会社の保険 労災保険
- ・罹災証明(わが家)すべての援助を受け
る「パスポート」
- ・被災証明(自営業)仕事を立て直す

被災から再建へ

★災害救助法・・・**救える命を**

市町村で10世帯以上の全壊

- ・ **初期** ⇒ **人命**の救助(72時間程度)
- ・ 避難所開設(二次災害の防止)
- ・ 水・食糧などの**現物支給**が原則
- ・ **中期** ⇒ 衣食住への応急処置
(規模により6日後くらい～)
- ・ **後期** ⇒ 障害物の撤去

★被災者生活再建支援法・・・**生活再建**

都道府県で100世帯の全壊

- ・ **適応基準** ⇒ **10世帯以上**の住宅
全壊被害が発生した市町村
- ・ 居住宅の被害に応じて支給額変化
- ・ 「中規模半壊にも支援」と改正になる
- ・ 基礎支援金 ⇒ **被害**の状況
加算支援金 ⇒ **再建**の方法
基礎+加算 = 最大**300万**

★「**自然災害債務整理ガイドライン**」
に基づく**住宅ローン**の免除・減額